

令和3年12月10日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時 令和3年12月10日(金)

午前10時25分開会

午前10時51分閉会

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、濱門明典委員、
仮屋園一徳委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、野畑直委員

5 事務局職員 次長兼議事係長 上脇重樹

6 説明員

企画調整課課長 福島浩君
課長補佐兼地域振興係長 尾上覚史君
企画調整係長兼統計調査係長 川原陽介君

7 会議に付した事件

- (1) 議案第52号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 陳情第6号 「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求める件について
- (3) 所管事務調査について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第52号、阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についての1件でございます。

本委員会の日程は、配付いたしました日程表のとおり進めてまいります。

その後、所管事務調査等について、御協議いただきますのでよろしくお願いします。

○議案第52号 阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第52号を議題とし審査に入ります。

〔企画調整課入室〕

企画調整課長の説明を求めます。

福島企画調整課長

あらためまして、議案第52号について、御説明いたします。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が、それぞれ本年4月に施行されたことに伴い、所要の改正を行うとするものであります。

改正の主な内容といたしましては、関係法令の制定に伴い、地方税の課税免除の適用対象が拡大されたことから、対象となる業種や資産の取得価額要件等を拡大するとともに、奨励金を廃止するものとなっております。

それでは、新旧対照表により、主な事項について御説明いたします。

条例議案等参考の2ページをお開きください。第1条の改正は、新たな過疎法に基づき、産業振興促進区域内において、対象となる特別償却設備の取得等をした者に対し固定資産税の課税免除を行うとともに、奨励金を廃止することとしたものであります。

なお、新たな過疎法では、課税免除の適用対象は、各市町村が定める過疎地域持続的発展計画の中で記載される産業振興促進区域及び振興すべき業種に限定されることとなりましたが、先般、特別委員会で御審議いただいた阿久根市過疎地域持続的発展計画においては、産業振興促進区域を市内の全域、また、対象業種は、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業としております。

次に、3ページを御覧ください。第4条の改正は、特別措置の対象を固定資産税の課税免除のみとし、奨励金を廃止することとしたものです。これは、これまで奨励金の交付実績がなかったこと及び近隣市町村の状況等を踏まえた上で、見直しを行ったものであります。

次に、第5条の改正は、特別措置が適用される対象者を省令に規定する特別償却設備の取

得等を行う事業者とするものでございますが、関係法令の制定により拡充された内容も含めて、具体的に説明いたします。1点目として、対象業種については、現行の製造業、農林水産物販売業及び旅館業に加えて、情報サービス業等が追加されました。2点目として、対象となる特別償却設備の取得価額要件が現行の2,700万円超から500万円以上に引き下げられました。ただし、製造業・旅館業については資本金の額が5,000万円超1億円以下の事業者は、取得価額要件が1,000万円以上、資本金の額が1億円以上の事業者については取得価額要件が2,000万円以上となっています。3点目として、対象となる設備投資が、現行は新設または増設のみでしたが、取得または製作もしくは建設となり、建物等については、増築、改築、修繕または模様替えのための工事による取得または建設を含むこととされました。ただし、資本金の額が5,000万円超である事業者についてはこれまでどおり新設または増設に限定されています。4点目として、適用期間が令和3年3月31日までから令和6年3月31日まで、3年間延長されました。

以上が、関係法令の改正に伴う固定資産税の課税免除の対象事業拡大等に係る主な改正内容となります。

第6条以降につきましては、これまで説明してきた関係法令の改正や奨励金の廃止に伴い規定の整備を行ったものであります。

最後に、この条例は公布の日から施行することとしたほか、前過疎法に基づく特別措置については、なお従前の例によることなどの必要な経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

岩崎健二委員

この改正によって、阿久根市内において該当されると思われるような事案というのが何件かありますか。

企画調整課長

現時点でまだ正式ではございませんが、事前協議というか、見込まれる事業者から1件御相談をいただいております。

岩崎健二委員

1件ですか。

企画調整課長

現状では1件という状況です。

岩崎健二委員

業種が分かりますか。

企画調整課長

製造業ということになります。

濱田洋一委員長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第52号について審査を一時中止します。

〔企画調整課退室〕

それでは、議案第52号について採決に入ります。

念のため申し上げます。賛否の表明は、討論の中でお願いします。

まず、討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次に、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

それでは、議案第52号、阿久根市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって本案は、可決すべきものと決しました。

○陳情第6号 「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求める件について

濱田洋一委員長

次に、陳情第6号を議題とし審査に入ります。

さきの9月定例会で継続審査になった件でございます。

その内容が、本委員会の所管事務調査である川内原子力発電所の安全性と40年経過後の稼働についてに含まれることなどから、継続審査といたしました。

また、陳情者を参考人として呼ぶことについては、所管事務調査を進めていく中で必要となったときに行うとしたところでございます。

それでは、参考人をお呼びする以外の調査方法について、皆様方の御意見をお伺いいたします。

牟田学委員

情報が入ってきたんですけれども、今度、テロ対策室やったかな、新しいあれができたそうなんですよ、原発内に。できればそれを見てみたいなあというふうに思っております。

竹之内和満委員

前回継続審査になってから何もやってませんので、川内原発に新しくできた建屋を見てみたいなあ。恐らく、9月の時点では受け入れ態勢はできていなかったと思いますけれども、今は恐らくできるんじゃないかなと思いますので、川内原発を視察に行くのがいいのかなと思います。

仮屋園一徳委員

今の意見と同じようなことなんですけど、先ほどの委員会とはちょっと状況が変わって、20年超についての調査も含めて、今度点検をやるというふうな感じですので、できれば、日程をとっていただいて調査が必要じゃないかなと思います。

濱田洋一委員長

ただいま各委員より、川内原子力発電所の新たな施設、テロ対策棟等ですかね、そういう施設が完成しております。そのことについて、川内原子力発電所を現地調査したいという御意見がありました。

それでは、調査方法ということにつきまして、川内原子力発電所の新たな施設を現地調査をするということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは本件については、引き続き、継続して審査することで御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午前10時39分～午前10時41分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、直近の審査方法ということで、ただいま決定していただきましたけれども、参考人をお呼びするということについては、まだ、次の段階でということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、参考人をお呼びするということにつきましては、今後の状況を踏まえてということにさせていただきます。

○所管事務調査について

濱田洋一委員長

次に、所管事務調査のうち、再生可能エネルギーについてを議題といたします。

去る5月30日の本委員会において、田代地区に計画されている風力発電事業の事業者に対し、地域住民の方々が御心配されている米次集落の上部への風車の建設の取扱い、ひいては計画全体について、地域住民の方々の御理解、納得を得られるための十分な説明や質疑に対する真摯な対応を求める要望書を提出するよう進めることとされております。

また、田代地区に株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している（仮称）北薩摩風力発電事業についても、環境影響評価準備書が公表されていることから、電源開発株式会社の（仮称）北鹿児島（西地区及び東地区）風力発電事業と同様に、事業者を参考人としてお呼びすることも必要ではないかと思っております。

そこで、この要望書について、（仮称）北薩摩風力発電事業の事業者を参考人として呼んだ後に、両事業者に対して提出することとするか、または、電源開発株式会社に対して先に提出するかについて、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

岩崎健二委員

以前の総務委員会で、電源開発株式会社に対してはヒアリングがあったと思いますので出せると思いますが、ユーラスエナジーに何も聞いていない状況の中では、ちょっと出しにくいんじゃないかなと思いますので、ユーラスエナジーも呼んで、ここで審査した上で、両者

一緒に出したほうがいいんじゃないかと思います。

濱田洋一委員長

ただいま、岩崎委員からユーラスエナジーホールディングスが計画されている北薩風力発電事業についても、事業会社をお呼びし事業説明を求めるということに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決しました。

それでは、先に行いました電源開発株式会社の風力発電事業と同様に、事業者を参考人としてお呼びすることといたします。

事業者に打診いたしますので、詳細は委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、所管事務調査のうち、閉校後の学校施設の利活用についてを議題といたします。

このことについては、これまでの委員会において、先進地を視察したいとの御意見があったと思います。

そこで、具体的に調査の時期や調査先などについて、皆様方に御意見をお伺いいたします。休憩に入ります。

(休憩 午前10時46分～午前10時49分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま協議をしていただきましたけれども、本件の具体的な内容につきましては、事務局、副委員長、私で検討いたしますので、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本委員会に付託及び協議すべきとされた案件は全て議了しました。

本日採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成、委員長報告並びに議会だより原稿の作成及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

また、御意見を伺いましたそれぞれの所管事務調査についても、委員長において進め方を検討してまいりますので、先ほどありました川内原子力の調査等につきましても、御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

今定例会における本委員会の開催日を来週12月13日までとしておりましたが、同日は休会といたします。

以上で、総務文教委員会を散会いたします。

(散会 午前10時51分)

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一